

一般質問

政治倫理について

金堂 清之 議員

問 市長の民事告訴事件についてお尋ねする。この事件の内容に関しては、一人の議員の問題であるのみならず議員全体の問題にかかわる内容、要素を含んだ政治倫理に関しての重要な問題であるからである。

原告神議員の訴状の内容について、建設委員会における審議においては全く事実無根であること。市長に対してこの事実を認めるといふ内容である。事実無根といふことであれば、建設委員会での審議過程においての、市長の証言が事実でない主張、発言があったとも受け取れるが市長告訴の内容(誤認)とその争点内容(事実)にかかわる建設委員会における市長の発言(事実)についてどう考えておられるのかお尋ねする。

答 私の建設委員会での発言、証言の内容については、一般質問でお答えしたことと一貫して

六月定例会の一般質問は、二十日、二十一日に行われました。この二日間で、十一名の議員が登壇し、市政全般について、十八項目にわたり、質問を行いました。

おり変わっていない。この証として、このたびの和解判決のなかで明らかのように、市の土木工事受注業者である日産建設株式会社九州支店第一営業部営業課長に対して、特定の企業の見積もりをとってもらえないかという趣旨の発言をしたことについて、原告が認めるとなっている。このような特定の企業とかかわる問題は、春日市議会議員政治倫理条例に抵触するのではないかと認識している。神議員は、最も公正かつ中立の姿勢が求められる監査委員という重要な職にあるが、このことについて、議会の良識において判断されることを期待している。

政治姿勢について

村山 正美 議員

問 有事関連法案は、国会審議で明らかかなように公海上の自衛隊の艦船に武力攻撃事態のおそれが発生すれば自衛隊が武力行使でき、周辺事態法やPKO法に基づいて他国で活動する自衛隊への

攻撃も武力攻撃事態に該当し自衛隊の武力行使も可能になる。また、国民に戦争への協力が義務づけられ違反すれば罰則が課せられ、自治体なども動員される。新聞報道によれば市長は有事関連法案に賛成の立場を表明されているが、有事関連法案賛成の立場と市民生活向上・よりよい春日市政の発展を求める立場は相反するものである。

答 全と生活に支障がないこと、また国と地方が適切な協力関係を築いていくことを考えたとき、有事関連法案のあり方については、国民にわかりやすい形で、さらに十分な時間をかけて論議していく必要があると考える。これらの法案が実施される事態が起こらないよう、国として積極的な平和外交に努めていただくことを望むものである。新聞アンケートの時点では国会審議も集中していなかったが、国会審議が進むにつけていっているんな問題が明らかになってきている。

執行姿勢について

古賀 恭子 議員

問 全国的に談合情報が急増し、特に公共工事に絡む議員や自治体トップの犯罪が後を絶たず、業者が知りたい予定価格や設計価格を事前に漏らしたり、入札の不介入など新聞紙上をにぎわしている。談合が行われ、上限すれすれの価格で入札が行われるということは税金の無駄遣いであり、犯罪にもなる。このところ、春日市にも談合情報が立て続けに寄せられている。その談合情報を審査する「公正入札調査委員会」は助役を委員長に庁内の部長以上のメンバーで構成されている。この委員会に一般民間人を入れるつもりはないか。民間人で組織している自治体がいくつかある。

題が明らかになってきている。私は今すぐ賛成とか反対とかいうことよりも、じっくり審議を深めていただきたいというふうに思っている。

今後談合防止策をどのように考えているか。

答 本市の公正入札委員会は中立・公正かつ客観的な視点に立つて調査・審議する性格の組織であり、今回の談合情報についても十分調査等を行い、適切に対処している民間人で組織する機関の設置については、新たな確認作業が生じる可能性もあり、チェック体制の二重構造に陥りかねない。新たな委員会制度をつくることにより、その入札委員会自体が談合の場になってしまふこともあり得る。また談合情報は、あくまで談合情報で、実際談合があつていのかどうかは確認できない。

しかし、不正行為は許されないもので、防止の必要性はある。今後もし引き続き、どういった制度が一番公正に入札できるのか、検討してみたい。



市長の思い描く 春日市像について

藤井 俊雄 議員

問 当市での長期的展望を示すものは総合計画であり、昨年「第四次総合計画」を策定、小学校建設や中心市街地整備等の様々な事業が進められているが、政府の調査機関や民間の調査会社によると三十年後や五十年後のデータ等を基に様々なシミュレーションが行われ報告がなされている。現在の社会は福祉や年金政策を初め、不安要因が多く、将来に対し、市民を安心させるためにもそれらのデータを基に起こりうることを想定し危機管理等について現時点できうる最大限の努力をすることがこれからの自治体の役割ではないか。また、春日市にとっての不变のテーマや目標とするもの、世代交代の三十年を単位とした長期的視野や計画も必要ではないか。

答 三十年後のまちの構想についてはどのように変化していくかわからないので、現時点では想定できない。創造的議論とは、文字通り物や制度をつくり上げていくことであり、課題の解決を著実に図っていくことであると考える。示されたデータや日進月歩と言われる社会情勢、社会変化の激しい情勢時代においては、抽象的



議論をすること自体が逆に将来に対する矛盾と無責任を発生させるおそれがあり、行政の責任者としては、三十年という計画はなじまないと考え。常に時代の変遷や市民のニーズを踏まえ、あるいは財政計画などの対応策を勘案しながら現計画の実現を確実に進めることが、より適切な将来都市像を目指していくということである。

行政と議会の在り方について

友廣 英司 議員

問 さきの十二月定例議会で市長の議会発言に対する神明博議員からの告訴(名誉毀損)事件について質問した。議会一般質問の議論内容が、議会から民事法廷の裁判の場へ移って、相当の期間

を経過した。期間の途中、二度裁判を傍聴したが、司直はこの問題は春日市議会政治倫理条例を遵守すべき立場から議会の場で解決すべきと同じ見解を示されていたが、裁判を主張され、最終的には裁判長の調停を受け入れられ、和解判決になったと聞く。その裁判の進捗状況また争点内容の経過について、その判決内容を含めて事実関係はどうだったのか。またこの裁判に対する市長の見解は、考えはどうか、尋ねる。

答 裁判の結果は、本年四月十日に和解決した。和解内容は、原告(神議員)は、被告(市長)に対し平成十一年九月二十九日、民主党福岡県本部で原告が、日産建設営業課長に対し、特定企業の見積もりを取ってもらえないかという趣旨の発言をしたことは認め



る。被告は、本年六月議会で、被告が平成十二年十二月議会でした答弁中、「施工業者の担当者を再三にわたり呼び出して」との不適切発言があったことを認め、今後、不適切発言を慎むことを表明するなどである。今回の提訴が、市長のみならず市行政に対する市民の不信や疑惑を生じさせたことは事実である。事実関係を市民にお知らせし、市行政に対する不信や不安を払拭してまいらる覚悟である。

行政サービスの 担当所管の総合案内の 設置について

岩切 幹嘉 議員

問 市役所で申請手続きを行う場合、それぞれ目的別の窓口になっているため、いくつかの窓口での手続きが必要になる。特に対象者が福祉サービスを受ける場合、わかりづらく複雑である。また、市民と行政のパートナーシップの実現という観点から、いろんなボランティアに参加したい、お願いしたいという市民が、どこに相談をし、どこへ行けばいいのかわかりづらい現状がある。そこで、一つの窓口ですべての手続きができるというワンストップサービスの精神で、市民にしっかりと道案内ができるように、福祉とボランティアの総合案内を市



健康福祉部窓口

役所内に設けてはどうか。また、再任用制度を利用しOB職員に担当していただいたらどうか。

答 現在は一階のロビーに案内所を二カ所設置し、窓口案内業務を委託しているが、さらに福祉関係の窓口案内については、対象者が、どこに行けばいいのかわからない精神的な不安を解消できるように何らかの工夫をしていきたい。実態をまず調査し、現行の体制に少し人を増やすのか、新たな研修制度で対応できるのか、専門的な知識の方を導入するのかわかることも含めて、検討、研究をしていきたい。

なお、ボランティアの相談については市役所各所管のほか、春日ボランティアセンターにおいて、さまざまな相談業務を行っているが、市役所内でのボランティア活動の相談窓口については検討してまいりたい。

都市整備行政について

金堂 清之 議員

問 JR博多南駅東口の開設に

ついては、昨年六月議会の一般質問でも取り上げ、調査のための予算措置、市民と行政が一体となった地域協議会設立の体制づくりなど具現化に向けての第一歩を踏み出していただくようお願いをしたところである。

答 市長の最終的な答弁では、「目に見える形で行動を起こしたい、地元と行政の接点の場をつくって取り組んでいきたい。」と前向きな回答をいただき期待をしているが、JR博多南駅東口開設と東口周辺の再開発事業に伴う協議会設立等の体制づくりについての、その後の経過について、これまでどのような検討が行われ、具体的な施策をお考えなのか。お聞かせいただきたい。

答 昨年十二月にJR西日本に

地元要望を伝え、東口開設の検討を要請した。その結果、現在日本の技術力では可能。技術論的に、通路を上空か地下の選択。上空の場合、九州新幹線の交差等の問題で、相当高い位置で上空占用となり、工事の大規模化が予想され、地下通路が経済的に有利。事故防止のため、工事時間帯は



JR博多南駅（上白水）

列車運行が休止する深夜の四時間で、工期、工費が相当規模になる。事業採択には費用対効果の視点が決め手。十分な投資効果を上げる手法など、施策を段階的に実施する必要がある。初期段階で市民の機運を高めることが肝要なため、アンケート調査や地元まちづくりワークショップ等活動を積極的に支援し、地元連携を図りたい。

下水道料金について

村山 正美 議員

問

春日市の下水道使用料は、一カ月の使用量が五立方メートル以下であり、二カ月通算でも十立方メートル以下であっても二カ月一度の支払いで使用水量の二倍以上の二十立方メートルを使用

したものとして利用者に必要以上の負担をかけている。

答 水道管の口径が十三ミリの場合、水道料金が二千五百六十円、下水道使用料二千四百円の負担となる。生活保護認定基準以下の少ない年金で生活しておられる方々の悲鳴にも似た叫びにこたえて、春日市独自でできる下水道料金の改定をすべきではないか。

下水道使用料に基本水量を課しているのは、春日市だけである。直ちに改善のための調査研究に取り組み意思はないのか。

答 下水道使用料金は二カ月で二十立方メートルまで使用水量にかかわらず賦課される基本使用料と二十一立方メートル以上の従量使用料とからなっている。これは、湯水等で使用水量が減少しても固定的経費を確保しておく必要があるからである。



春日那珂川水道企業団（原町2丁目）

しかしながら、使用水量に応じた市民の納得できる使用料金への移行は十分検討する課題であると考えている。

下水道料金の改定は春日市独自の方策をとるにしても、水道企業団との整合性は必要不可欠な要件であり、改定着手まで今しばらくご猶予を賜りたい。

どのくらい経費がかかるのかなど勉強させていただきたいと思っている。

介護保険制度について

長能 文代 議員

問

介護保険制度が始まって三年目を迎えたが、国庫負担率が五十%から二十五%に引き下げられたために、低所得者には負担増、高所得者には負担減になっている。来年四月の改定に当たって政府に次の点を要求してほしい。遅れている特養ホームやグループホームなど施設整備を国の責任で行うこと。ホームヘルプサービスなどの介護報酬の改善と介護単価の一本化。低所得者の保険料・利用料の減免制度の確立。

春日市の独自施策として、利用料の減免制度は、これまで要望してきた実施されるようになったが、保険料の減免制度も実施すべきではないか。再三要望してきた介

護・福祉オンブズパーソン制度の導入はどうなっているか。

答

市内の介護老人保健施設の充足率はわずか三六%であり、痴呆高齢者対策におけるグループホームは皆無である。国や県へ設置及び事業認可をするよう強く要望する。介護報酬は見直しが進められており、事業者の健全育成の視点で必要な改善を要望する。低所得者の保険料及び利用料に対する減免制度についても、市及び保険者に負担を転嫁しないよう引き続き要望する。

春日市独自の施策としては、この制度も新設から二年を経過しており、今後の保険料の適正な負担のあり方を慎重に検討していく。介護福祉分野に限らず全庁的なオンブズパーソン制度の導入について調査、検討している。



同和行政について

村山 正美 議員

問 春日市議会は同和对策の特別措置法の終了を目前にした三月議会において、真の同和問題の解決を実現する立場から「同和特別対策の終結を求める決議」を可決した。しかし、その後の行政の実態は部落解放同盟の主催する研修に市の幹部職員を休日にもかかわらず動員している。

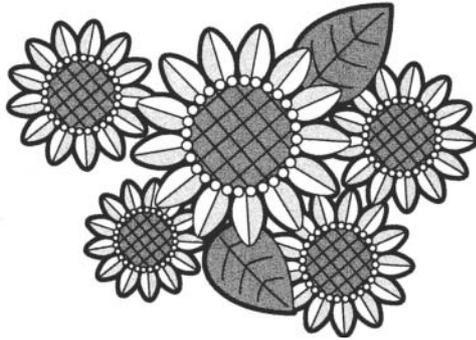
市長は議会決議をどう受け止めているのか。議会決議と行政の実態の違いについて、お答え願いたい。一九七九年に解放同盟と交わした確認書の各項目をどのように

見直すのか。確認書の全体を買い替えているのは、行政に主体性がなく協力させられる立場である。確認書の見直しでは行政の主体性確立が危ぶまれる。確認書は放棄すべきである。

答 決議は、市民の代表である議会の意思としてなされたものであり当然重く受け止めている。春日市同研は教育委員会の補助をしている団体で、その組織を使っ

て案内が行われたと思う。確認書の内容が時代の変化に対応していないものがあることが明らかになっている。

筑紫地区四市一町の自治体の長の協議の場で、ご指摘いただいたことを含めて、これから見直しの協議に入ってまいりたいと思っている。



野外活動場の活性化について

長能 文代 議員

問 野外活動場は、平成八年に約八億円を投入して再整備されているが、利用者は今一つ伸び悩んでいる。指導員を配置するとともに一般市民のボランティアを募って野外活動場を有効活用するための指導にあたらせてはどうか。また、県補助による地域活動指導員が新たに配置されることになっているが、野外活動場の指導員と



野外活動場(大野城市大字牛頸)

しても位置づけ青少年の指導などをお願いしてはどうか。

答 春日市の小中学校は他自治体の施設の利用が多く、本市の野外活動場の利用は皆無に近い状況である。「総合学習」の一環として野外活動場を利用した「自然学校」などを計画し、まず教育委員会自らが野外活動場の活性化に取り組んでほしい。

問 今後、野外活動場の指導員にも一般市民から野外活動に関心のある方を募集し、指導者養成講座や人材バンクの活用を取り組みを検討していく。また、地域活動指導員についても自然体験活動は子供たちを指導する上で重要な経験であり、専門研修等で研修をしようとする生かしていきたい。

市内の小中学校における野外活動場の施設利用についても、校長会全員で施設見学を行い、どのように改善すれば安全に利用できるかについて議論をしたところであり、その後、大野城市牛頸生活環境保全林が完成したことで、今後両施設を利用していくことを教育プログラムに組み込めるかどうか、学校側と研究していく。

スポーツ・レクリエーションの普及、振興について

塚本 良治 議員

問 総合型地域スポーツクラブの取り組みについて本市ではどのように考えているのか。

生涯スポーツの普及について第四次春日市総合計画の中に、ニュースポーツの普及を図るとあるがどのような計画があるのか。

各スポーツクラブにとって「運動場の確保」が一番悩みの種になっている。学校の体育館、運動場の有効活用や大人と子どもが分ける、計画的利用時間の設定は。西スポーツセンターの利用状況、管理運営、利用時間や受付の不備等、どう認識しておられるのか。白水大池公園の芝グラウンドの利用状況、管理状況、芝にしておく必要性、管理棟の利用目的、利用状況、役割等どう考えておられるのか。

答 県の指導や先進自治体の事例を参考にしながら本市に見合った当該スポーツクラブの研究、検討をしていく。体験教室などを行い、各公民館へ、ニュースポーツ出前講座等を開始していく。

年度当初の年間事業計画提出後、日程調整会議において調整をしている。管理・運営規則に基づき常に適切な管理、運営を心がけている。ご理解いただきたい。芝グラウンドの管理委託料は九百万円、五千五百人が利用しており現在、養生期間の短縮を図るため夏芝から冬芝への導入をしており、市民千人にアンケートを行い、それを参考に、施設の位置づけ、管理・運営について市民、学校、体育関係者等からなる委員会を設置し検討中。整次第報告する。



西スポーツセンター(那珂川町大字中原)

ゆとりある学校教育の
実現について

船越 妙子 議員

問 一人ひとりの生徒を大切に
するには少人数学級の取り組
みが不可欠。法が改正され県判断
により導入が可能になった。三
十人以下学級についての教育長の
考え。県教委に導入を強く要望
してはどうか。 実現までの間、
市独自で大規模校や困難校で実施
してはどうか。 教育改革には教
職員の意欲・意識改革・教育力を
高める体制が重要。多過ぎる研究
指定は日々の教育活動のゆとりを
奪い弊害が目立ち、しわ寄せが生
徒に来ている。研究のあり方を生
徒中心に変え、今年度の指定はや
めてはどうか。 人事異動対象年

数の原則は。 希望なしの不透明
人事が子どもや親たちを悲しませ
不信を生じさせた。どう思うか。
開かれた人事を求める。

答 議員と同様の認識である。
加配教員の配置等、個別対応
でなく、学級編制基準そのものを
改めて検討することも必要だと考
える。 教育施策の優先項目と位
置づけ、早期導入に向け検討を進
めるよう働きかけた。 編制自
体は県教委の同意が前提で困難だ
が、加配教員の独自配置は一部学
校で実施中で今後も対応する。

研究発表は重要で、継続が必要だ
が日常の教育活動への支障や教職
員への過度の負担がないように留
意し、今年度研究をして全体的に
見直す。 校長の具申を踏まえ、
一般的異動基準で一校六年、一市
町村十年。 その異動については
具体的に承知していないので見解
は述べられない。 教職員人事は部
長との合議は行わずマル秘である。

学校週五日制について

前田 俊雄 議員

問 学校週五日制は、昭和六十
一年四月の臨時教育審議会第
二次で指摘されているように、
これまでの我が国における教育の
問題点と反省にたった教育改革で
あると私は認識している。 審議会



学校週五日制が始まった

の答申等を踏まえ、教育長に次の
二点についてお尋ねしたい。

一部で、「週休二日」という
表現があるが、「学校週五日」と
いうのは、学校の場における教育
が五日という意義で、土・日は、
家庭、地域という場においての教
育が求められているのであって、
教育の休日の意味するのではない
ので、「週休二日」との表現は適
切ではないと考えるがどうか。

新しい学力観にたつ時、授業
時数減が学力低下との見方は適切
ではないと考えるがどうか。

答 学校週五日制は、学校、
家庭、地域がそれぞれみずか
らの本来の役割、機能、責任を果
たさなければならぬ。 こうした
中で週五日というのは、生涯学習
の中での学校教育の位置づけなど
から「週五日」と表現されている。
「週休二日」との表現について

は、指摘の通り、適切ではないと
考えている。

授業時数減が学力低下とは考
えていない。むしろ、生きる力で
あるから、生きて働く学力が育つ
と考えている。 生涯学習の中の学
校教育ととらえると、学校教育が
生涯にわたって学び続ける基礎、
基本を定着させるものと考えてい
る。 その意味では、学力は、学び
続ける力は、高まっていくと考
えている。

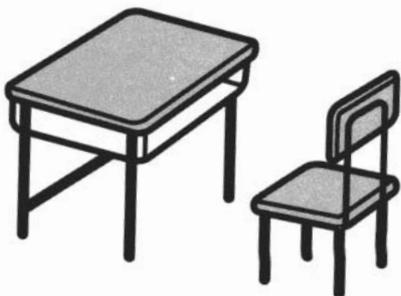
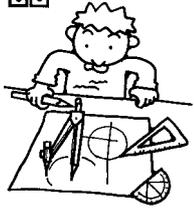
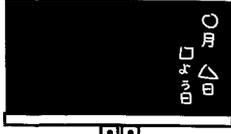
教育行政について

古川 詳翁 議員

問 「数人の生徒の問題行動」
を視察した文教委員の目前で、
二人の先生の制止を振り切って校
舎外へ出る生徒、三人で大声で私
語をして他の生徒の受講を妨害す
る生徒を見た。 話では、他の生徒
からお金を取っては「借りた」毆
つては「けんかしただけ」と言い、
生徒や先生の胸ぐらをつかみ毆る
動作をして「寸止め」する等のこ
とが再三あるようだ。 しつけの責
任の第一は家庭だが、校内で迷惑
をかける行動の制止、生徒や先生
を暴力から守る等学校内の規律と
秩序の維持は校長の責任である。
これらに対する学校と教育委員会
の対応、当該校以外の学級崩壊等
の有無と学校長以下の教育能力・

管理能力の向上の必要性について
問う。

答 問題行動については、本年
三月ごろ報告を受け、生徒、
保護者に対し指導、助言を行って
きた。 しかし、一向に改善が見ら
れないため一名の生徒指導専任教
員を配置することにし、授業の補
充のための非常勤講師を配置した。
また、県教育委員会の指導を受け
るとともに、学校の秩序を維持し、
他の生徒の教育を受ける権利を保
障するため一名の生徒に対し六月
十七日、出席停止の措置を講じた。
次に当該中学校以外の小中学校に
おける状況では、学級崩壊につな
がるような問題について報告は受
けていない。 また、本年度から全
校で導入している学校評議員制度
に基づいた学校の自己点検等によ
り、一層の教育能力、管理能力の
向上を図ってまいりたい。



教育行政について

古賀 恭子 議員

問 避難訓練中に不幸にも突然命を落とした少女の死を無駄にしないため、今後このような事故が起きないために質問する。

春日・大野城・那珂川消防本部の機関紙に掲載されている記事に、プールの事故で引き上げられた時、もう呼吸をしていなかった子どもに近くに居合わせた女性が人工呼吸をして、子どもは何の後遺症も残らず、元気になったとの報告がある。現在心臓疾患の児童は全体の二%といわれている。児童の命を守るため、養護教員を初めとする教職員すべてに心肺蘇生訓練を行っているどうか。健康上配慮を要する児童に対してどのような対策が今後考えられるか。特殊学級在籍児童の避難訓練はどのような体制で行っているのか。

答 二度とこういう悲しい事故がなないように再発防止に全力を傾注してまいりたい。
消防署の協力により保健主事を対象に心肺蘇生講習会を実施し、養護教諭も受講するようにしている。また講習会を受講した保健主事等が中心となって教職員への研修会に各学校で取り組んでいる。指導上特別な配慮を必要とす



る児童生徒に共通した、子どもたちの管理マニュアルの制作を現在検討中であり、緊急時に役立つよう周知徹底してまいりたい。

まず、特殊学級での学習の場合は特殊学級の担任、通常学級の場合は、通常学級の担任が誘導し、介助が必要な場合は担任外の先生等がそれぞれ付添い誘導することになっている。

中学校給食について

船越 妙子 議員

問 来年度から弁当形式で中学校給食の導入がされる。答申通りではないが、方法により優れたものができると期待している。学校給食の目的は何か。教育

の一環として、質の高い安全で、栄養価のある弁当にするために、栄養士配置、メニュー統一化、食材購入の方法、食材供給業者指定など、さまざまな工夫を望むが、どう考えているのか。弁当の安全性や内容をチェックする機関が必要。保護者、学校関係者でつくる給食検討委員会のようなものをつくってはどうか。弁当持参という選択はいいと思うが、現在のパン購入形式は栄養価の面では疑問、何らかの工夫を。いつまでに細部の検討を終え、来年のいつ実施か。

答 日常生活における食事に関する習慣を養うこと。学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。食生活の合理化、栄養の改善及び健康増進を図ること。食料の生産、配分及び消費について正しい理解

を導くことの四点である。先進事例も参考にしながら、できるだけ学校給食法の理念にのっとり、安全でおいしい弁当給食の実施に努めたい。学校給食会の組織の整備を図りながら考えていきたい。昼食を菓子パンのみで済ませるといのは好ましくない。栄養面を考えたサンドイッチなど安全上の問題等今しばらく時間をいただきたい。来年度のできるだけ早い時期、五月の中旬くらいをめどに頑張っていきたい。

中学校給食について

友廣 英司 議員



問 本市の長年の課題であり、また市長の公約の問題でもあった中学校の学校給食について、ここの二、三年のうちに導入に向けて、精力的に問題、課題の検討、研究を進め、その成果が着実に現れ、もう実施が目の前に来たような感じがしている。本年度は、その集大成とも言える、生徒、保護者などから中学校給食の在り方や実施方法などの意見、意向を調べるためのアンケート調査が実施された。市長はこの調査結果の報告を受けられたと思うが、内容及びその感想、見解について。調査結果を踏まえ、給食を導

入するとなれば、時期、内容、方法などの実施方針について市長の考えを問う。

答 現時点では、答申どおりの給食の実施が非常に難しく、現在の各中学校の施設配置状況の中で実現可能な弁当給食について検討を行っていることを理解していただいた上で、給食の形態や弁当給食を実施した場合に申し込むかどうかなどを聞いた。この結果多くの人が中学校給食の早期実現を望んでいると感じ、早期に実施可能な弁当給食の導入を決定した。平成十五年度の一学期の早い時期から民間事業者による弁当給食を実施したい。内容、業者の選定、必要な備品・設備の整備、栄養士を初め組織体制の整備等、調査・検討を命じている。この結果を受けて、九月議会で必要な予算等の措置をお願いしたい。

